

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年9月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900138号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1900044号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和12年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年4月1日から昭和36年7月20日まで

中学校卒業後、昭和27年4月にA社に就職し、B技師として同社に昭和36年7月まで勤務した。具体的な厚生年金保険料控除額は記憶していないが、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思う。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、C市D町*丁目に所在していたA社に勤務していた旨主張しているところ、i) 全国の映画館名を記載した「映画年鑑別冊」により、C市D町に「E」という名称の映画館が所在していたことが確認できること、ii) 「全国映画館録」により、請求者が経営者又は同僚として氏名を挙げた者が、経営者、支配人又は技師長であった「F」という名称の映画館がC市D町に所在していたことが確認できること、iii) 請求者が請求期間当時の請求対象事業所における請求者の勤務実態を証言してくれる者として氏名を挙げた親族及びD町の役員は、C市D町に所在していた「G」が「H」に事業所の名称を変更した旨陳述していることから、請求対象事業所の事業所名は、A社、I社、J社、K社、L、E、M社、N社、O社、P社、Q、F、R又はS(以下「事業所」という。)という名称であった可能性がうかがえる。

また、請求者、前述の請求者が氏名を挙げた親族及びD町の役員の陳述並びに前述の「映画年鑑別冊」及び「全国映画館録」により、C市D町に事業所が所在しており、請求者の事業所における勤務期間は特定できないものの、請求者が事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名称検索システムにおいて、事業所と同一名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、事業所に係る商業登記簿謄本は確認できず、請求者及び前述の請求者が氏名を挙げたD町の役員は、請求期間当時の事業所の経営者は既に亡くなっている旨陳述していることから、事業主等に請求期間当時の事業所における社会保険の

加入の取扱いについて照会することができない。

また、前述の経営者及び請求者が請求期間当時の同僚として氏名を挙げた者について、オンライン記録において氏名検索を行ったが、当該経営者及び同僚と氏名が一致する者の中に、事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できた者はおらず、請求者が主張する請求者の氏名の複数の読み方で氏名検索を行ったが、事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1900147号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第1900043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和51年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成11年9月16日から同年10月1日まで
② 平成14年6月22日から同年7月1日まで

世間で年金問題が騒がれていた平成19年又は平成20年頃に自分の年金記録をとり、その当時保管していた請求期間①及び②に係る給料明細書と当該年金記録とを突き合わせてみたところ、請求期間①及び②の事業所において、厚生年金保険料が控除された回数と、国の記録による厚生年金保険被保険者期間の月数が相違していることがわかった。当時の給料明細書は引っ越し等をした際に紛失したが、それぞれの事業所において1か月分多く控除されていたので、厚生年金保険被保険者記録を控除されていた月数に見合う記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社に係る雇用保険の離職年月日は、平成11年9月15日と記録されており、当該離職年月日は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日（離職日の翌日、以下同じ。）である同年9月16日と符合している上、請求者は、同社の給与の締め日が15日であったと記憶しており、給与の締め日である15日付けで同社を辞めたと思う旨陳述している。

また、A社に係るオンライン記録により、同社は、平成12年11月23日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も亡くなっていることから請求者について照会することができないほか、同社の閉鎖登記簿謄本から確認できる請求期間①当時の役員2名に照会したものの、いずれも、請求者のことは知らないと回答しており、同社における請求期間①当時の厚生年金保険料の控除についても不明である旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社において、請求者と資格喪失年月日が近接している同僚2名に同社における給

料明細書の有無等について照会したが、いずれからも回答は得られない。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者のB社に係る離職年月日は、平成14年6月21日と記録されており、当該離職年月日は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である同年6月22日と符合している上、請求者は、同社に解雇されたとした上で、月末までは勤務していない旨陳述しているほか、上記加入記録により、請求者は、請求期間②の期間中である同年6月28日に求職の申し込みを行っていることが確認できる。

また、B社の代表取締役及び同社の社会保険事務を受託している社会保険労務士は、請求者に係る人事記録及び勤務形態の確認できる関連資料については、保存期間を経過しているため処分しており、勤務実態等不明であるが、日本年金機構の記録どおりの届出を行っているはずであり、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を控除していない旨回答及び陳述している。

さらに、B社において、請求者と資格喪失年月日が近接している同僚6名に照会し、1名から回答があったものの、請求者のことは知らないと回答しており、同社における給料明細書も持っていない旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 請求者は、請求期間当時に、C町（現在は、D市）に居住していたと主張しているところ、D市市民税課は、請求者の請求期間の課税資料について、保管期間超過のため回答不可と回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。